

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年12月10日
【会社名】	株式会社イグニス
【英訳名】	IGNIS LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 銭 鋳
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
【電話番号】	03-6408-6820
【事務連絡者氏名】	執行役員 C F O 松本 智仁
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
【電話番号】	03-6408-6820
【事務連絡者氏名】	執行役員 C F O 松本 智仁
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 949,885,200円 (第18回新株予約権) その他の者に対する割当 53,150円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 300,031,750円 (注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	673,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 上記普通株式(以下「本株式」といいます。)は、2018年12月10日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	673,200株	949,885,200	475,279,200
一般募集			
計(総発行株式)	673,200株	949,885,200	475,279,200

(注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、474,606,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,411	706	100株	2018年12月26日		2018年12月26日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、当社と株式会社Q K、株式会社S K、佐藤裕介氏(以下、個別に又は総称して「割当予定先(株式)」といいます。)との間で、本株式に係る第三者割当契約(以下、個別に又は総称して「本第三者割当契約(株式)」といいます。)を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに各割当予定先(株式)との間で本第三者割当契約(株式)を締結しない場合、各割当予定先(株式)に対する第三者割当による新株発行は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社イグニス	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 青山支店	東京都港区北青山三丁目6番12号

3【株式の引受け】

該当事項なし

4【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	2,126個(本新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	53,150円
発行価格	本新株予約権1個当たり25円(本新株予約権の目的である株式1株当たり0.25円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2018年12月26日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社イグニス 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー12階
払込期日	2018年12月26日
割当日	2018年12月26日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 青山支店

(注) 1. 株式会社イグニス第18回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)は、2018年12月10日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は212,600株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。 3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初、988円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。 5. 割当株式数の上限 212,600株(2018年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は1.55%) 6. 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限 210,101,950円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式212,600株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「(2)新株予約権の内容等」において、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、本「(2)新株予約権の内容等」において、「行使価額」という。）は、当初1,411円とする。
3. 行使価額の修正
別記「(2)新株予約権の内容等（注）」欄第7項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、本「(2)新株予約権の内容等」において、「修正日」という。）の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に相当する金額（以下、本「(2)新株予約権の内容等」において、「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が988円（以下、本「(2)新株予約権の内容等」において、「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
4. 行使価額の調整
(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、本「(2)新株予約権の内容等」において、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は使用人に当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	300,031,750円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2018年12月27日から2019年12月26日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 青山支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループの主要な事業領域であるスマートフォン向けアプリ市場は、スマートフォンの普及等を背景に引き続き拡大し、2021年の市場規模は6兆3,000億ドルに達する見込みであります(注1)。また、世界におけるVR(仮想現実)/AR(拡張現実)のハードウェア、ソフトウェア及び関連するサービスに対する支出額は2017年に140億ドル(1.5兆円)、2018年には270億ドル(2.9兆円)、そして2022年には2,087億ドル(22.9兆円)に達するという市場予測があり、2017年から2022年までの年間平均成長率は71.6%と高い成長が見込まれております(注2)。

このような経営環境の下、当社は中長期的な成長ジャンルとして、VR事業等の新規事業へ積極的な投資を行っております(注3)。VR事業においては、特にエンターテインメント分野に注力しており、「ラ

イブプラットフォームの運営」と「IP(タレント等)発掘・育成・プロデュース等」の二軸展開で進めております。この二軸で展開していくということがVRエンターテインメント分野を推進していく中で大きな差別化になるものと考えております。

「ライブプラットフォームの運営」については、VRを通じた新しい音楽体験を創出するためにVirtual Live Platform「INSPIX」(以下「INSPIX」)の開発を進めVR-HMD(VR-Head Mounted Display 頭部装着ディスプレイ)の普及率に左右されず、あらゆるシーンでライブ体験が可能な仕組みを提供してまいります。具体的には、フェーズ1として既存動画サイトへの配信によるライブ体験、フェーズ2として大規模なシアターでのライブビューイング体験、そしてフェーズ3としてVR-HMDを使用し自宅からライブへの参加を可能にしております。現時点でフェーズ2の段階まで開発を完了いたしました。「IP(タレント等)の発掘・育成・プロデュース等」については、当社の子会社のパルス株式会社単独又は外部パートナーと組み、ヴァーチャルタレントのみならず、リアルなタレントの創出・プロデュースに力を入れております。当社の子会社のパルス株式会社は岩本町芸能社とのVRアイドルユニット『えのぐ』における協業を通じ、アイドルプロデュースのノウハウを蓄積し、今後のタレント発掘・育成・プロデュースを行っていく上で強い競争力を身につけたと確信しております。

2019年9月期以降の展望としては、「INSPIX」をフェーズ3まで完了させるために、引き続き積極的に開発を進めることと、自社IPのファン数拡大、大型他社IPとの協業開始を視野に事業を推進してまいります。当社グループは、このようなVR技術を活用したライブ展開により新たな音楽マーケットが確立され、今後数年で大きく飛躍するものと考え、自信を持って事業に取り組んでおります。この分野に注力することが、中長期的に当社グループの業績向上に資するものと考えております。

このように、当社は、さらなる成長を目的としてVR事業の早期収益化・事業拡大を実現するために、主に社内外における開発・運営のための人件費・採用費といった人的投資や設備投資等が必要であると考えており、2018年3月には第14回乃至第16回新株予約権の発行もいたしました。

しかしながら、第14回乃至第16回新株予約権の行使が当初想定していたように進まず、下記「5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 (2018年3月5日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況)」に記載のとおり、現在までの充当額は206百万円と資金調達の進捗が芳しくないため、Virtual Live Platform「INSPIX」を含むVR事業における中長期の事業成長を見据えたサービス開発・運営を行っていくために、追加の資金調達が必要と判断し、本株式及び本新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

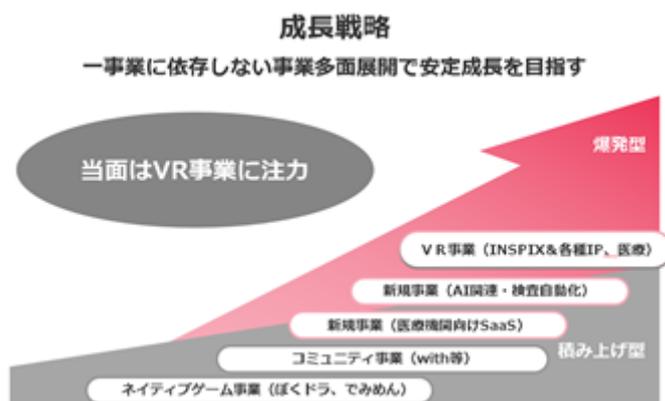
なお、本株式の割当予定先の一つである株式会社SKは下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 f. 払込みに要する資金等の状況」で後述するとおり、本書の日付時点では払込みに要する金銭を保有しておらず、払込期日までに当該払込みに要する金銭を調達する予定であり、当該資金調達がなされなかった場合には、株式会社SKに割り当てられる予定の本株式の一部は失権する可能性があります。また、本株式に加えて、本新株予約権を発行する理由は、当面の資金を本株式による調達予定額で充当しつつ、以降も継続的に投資を実行することにあります。本新株予約権に係る割当予定先(以下「割当予定先(新株予約権)」といい、割当予定先(株式)と総称して「割当予定先」といいます。)については本新株予約権の行使に必要な払込資金の調達状況を考慮し、当該資金調達の進捗に応じて本新株予約権が行使されることを企図しておりますが、当該資金調達の進捗によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があります。

そのため、株式会社SKに割り当てられる本株式の一部が失権した場合及び割当予定先(新株予約権)により本新株予約権の行使がなされなかった場合には、本件による資金調達額は約6億円と見込まれますが、この場合はVR事業への資金の充当を抑制する可能性があります。

(注)1. 出典: App Annie

2. 出典: インターナショナルデータコーポレーションジャパン株式会社(東京・千代田区)

3. 当社の成長戦略の概要図となります。(当社「2018年9月期決算説明資料」より抜粋)



(2) 本新株予約権の商品性

今般の資金調達、各割当予定先(株式)に対して本株式を第三者割当ての方法により割り当てるとともに、当社が割当予定先(新株予約権)に対し、行使可能期間を1年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額修正条項の内容は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に記載されています。)を第三者割当ての方法によって割り当て、割当予定先(新株予約権)による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社は、割当予定先(株式)との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本第三者割当契約(株式)を締結し、割当予定先(新株予約権)との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に関する第三者割当契約(以下「本第三者割当契約(新株予約権)」といいます。)を締結いたします。本第三者割当契約(株式)には特殊な条項は含まれておりませんが、本第三者割当契約(新株予約権)には、下記の内容が含まれております。

割当予定先(新株予約権)は、現状、本新株予約権の行使に係る資金を有しておりません。したがって、本第三者割当契約(新株予約権)においては、割当予定先(新株予約権)が、行使請求期間内に全ての本新株予約権を行使するために必要な資金(以下「行使必要資金」といいます。)を調達するため、最大限の努力を行う旨が規定されています。また、割当予定先(新株予約権)は、行使必要資金の調達に関し、以下の金額に達した場合には、当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書(以下「行使許可申請書」といいます。)を交付します。

() 初回の交付に関しては累計で1億円以上の資金を調達した場合

() 2回目以降の交付に関しては、前回交付時点以降に1億円以上の資金を調達した場合

上記行使許可申請書においては、割当予定先(新株予約権)が行使の許可を希望する本新株予約権の行使に充当する金額を記載しますが、割当予定先(新株予約権)は、当該時点までに割当予定先(新株予約権)が調達した資金の全額を、本新株予約権の行使に充当する金額として記載します。

かかる行使許可申請書が提出された場合、当社は、本新株予約権の行使を許可するかどうかをその裁量に従って決定し、当社が書面(以下「行使許可書」といいます。)により許可した場合に限り、割当予定先(新株予約権)は、行使許可書に示された最長20取引日の期間(以下「行使許可期間」といいます。)

に、行使許可書に示された本新株予約権の行使に充当する金額の範囲内でのみ本新株予約権を行使することができ、また、行使をしなければなりません。また、割当予定先(新株予約権)は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。行使許可の停止に関しては、当社の判断で当該行使許可の停止を解除することができます。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは、当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断いたします。

当社は行使許可を行った後、行使許可期間中に、本新株予約権に係る当該行使許可を停止する旨又は取り消す旨を割当予定先(新株予約権)に通知することができ、この場合、通知の翌取引日から、割当予定先(新株予約権)は当該行使許可に基づき本新株予約権を行使することができません。

なお、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、行使許可期間(行使許可期間内に行使することができるすべての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間)を除き、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

2. 本資金調達(本株式と本新株予約権の発行)を選択した理由

当社は、本エクイティ・ファイナンスを実施するにあたり、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。その結果、上記「(注)1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 本新株予約権の商品性」及び以下に記載した本新株予約権の特徴を勘案し、本株式と本新株予約権を組み合わせ、本株式の発行により発行時に一定程度のまとまった資金の調達をしつつ、本新株予約権により発行後の資金調達額や時期をある程度コントロールすることが、既存株主の利益に十分配慮しながら資金調達を行いたいという当社のニーズを充足し得る、最良の資金調達方法であると判断いたしました。

《本資金調達の特徴》

発行時に一定の資金調達が可能

本株式の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能となります。

ディスカウントがなされていないこと

通常、株式の発行を伴う資金調達を行う場合、基準となる株価から一定のディスカウントを伴って株式が発行されます。しかし、今般の資金調達においては、本株式は発行決議日前営業日終値の100%の価額で発行されますし、本新株予約権の行使価額は、行使が行われる日の前営業日終値の100%となり、一般的な資金調達と異なり、ディスカウントがありません。

最大希薄化が固定されていること

本株式の数(673,200株)に本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数(最大212,600株)を合算した総株式数は885,800株で一定であり、最大増加株式数は固定されております。なお、885,800株は、発行決議日における発行済株式数対比6.48%となります。

希薄化のコントロール

当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

株価上昇によるメリットが享受できること

行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できません。

資金調達の柔軟性

当社取締役会の決議により、本新株予約権の払込金額(発行価額)と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により切り替えを行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されております。

譲渡制限

割当予定先(新株予約権)は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

なお、本資金調達には下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

《本資金調達のデメリット》

本株式の発行に関しては、1株当たり利益の希薄化が一時に起こるのは避けられないこと。

株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があります。

割当予定先(新株予約権)が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。

割当予定先(新株予約権)は、現時点において、本新株予約権の行使に係る資金を保有していないため、今後、かかる資金の調達ができなければ、本新株予約権が行使されないこと。

本新株予約権については、株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することに限界があります。

なお、本資金調達を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本資金調達のスキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

《他の資金調達方法との比較》

公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についてもその全部について即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。

株主割当増資との比較

株主割当増資では希薄化に対する懸念は払拭されるものの、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、資金調達の蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(CB)との比較

第三者割当型CBは、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、転換価額が固定のCBでは、株価が転換価額より上昇しない限り、転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCBでは、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対して直接的な影響が懸念されます。

その他の商品性の第三者割当型新株予約権との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

ライセンス・オフアリングとの比較

いわゆるライセンス・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライセンス・オフアリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライセンス・オフアリングがあります。コミットメント型ライセンス・オフアリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライセンス・オフアリングでは、上記株主割当増資と同様に、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。

借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先(新株予約権)との間で締結する予定の取決め内容

当社は割当予定先(新株予約権)との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本第三者割当契約を締結いたします。すなわち、割当予定先(新株予約権)は、本第三者割当契約(新株予約権)に従って当社に対して行使許可申請書を提出し、これに対し行使許可書により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長20取引日の行使許可期間に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先(新株予約権)は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは、当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断いたします。

4. 当社の株券の売買について割当予定先(新株予約権)との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先(新株予約権)と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

6. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先(新株予約権)は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないこととなります。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

8. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

9. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

10. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,249,916,950	8,000,000	1,241,916,950

(注) 1. 払込金額の総額は、本株式の発行価額の総額に本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払込むべき金額(当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定しております。)の合計額を合算した金額です。

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額が増加又は減少する結果、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料等)の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差入手取概算額1,241,916,950円につきましては、VR事業の開発・運営のための人材採用等に係る人件費、専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資に充当する予定です。

具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
VR事業の開発・運営のための人材採用等に係る人件費	1,091	2018年12月～2021年3月
専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資	150	

(注)1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。

2. 本新株予約権の行使の有無は本新株予約権者の判断に依存するため、行使可能期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、に優先的に充当したうえで、借入れ等の方法により対応する予定です。

当社は、VR事業の事業拡大を図るため、エンジニア等の人材を国内・海外において積極的に採用していきます。また、「IP(タレント等)の発掘・育成・プロデュース等」を推進するための専用スタジオ建設等によりコンテンツ拡充のための投資を実施していきます。これらの資金として総額1,241百万円を充当する予定であり、内訳としてはVR事業の開発・運営のための人材採用等に係る人件費に1,091百万円、専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資に150百万円を想定しております。

以下に記載のとおり、第14回乃至第16回新株予約権の行使が当初想定していたように進まず、資金調達の進捗が芳しくなかったため、当該調達資金を充当する予定としておりました下記「(2018年3月5日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況)」記載の「Virtual Live Platform「INSPIX」開発・運営のための国内・海外における人材採用等に係る人件費、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資、ユーザー集客のための広告宣伝費等」の一部を本資金調達により調達する資金の使途としております。なお、Virtual Live Platform「INSPIX」はVR事業の一部となっております。本資金調達により調達する金額によって第14回乃至第16回新株予約権の行使によって見込んでいた調達額を全て賄えるわけではありませんが、当面必要な資金に充てるために上記の充当金額を設定しております。

VR事業の開発・運営のための人材採用等に係る人件費

当社は、引き続き、VR事業を「ライブプラットフォームの運営」と「IP(タレント等)発掘・育成・プロデュース等」の二軸展開で進めてまいります。開発を推進し、早期の事業拡大を図るためには、エンジニア等の人材を採用することが必要であり、そのための資金として1,091百万円を充当する予定です。

専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資

と同様に早期の事業拡大を図るためには、コンテンツの拡充が必要であると考えております。そのために、専用スタジオの建設等の投資が必要であり、150百万円を充当する予定です。

（2018年3月5日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況）

当社が、2018年3月5日開催の取締役会にて決議した第14回乃至第16回新株予約権の発行に係る同日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況等については、以下のとおりです。

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
Virtual Live Platform「INSPIX」開発・運営のための国内・海外における人材採用等に係る人件費、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資、ユーザー集客のための広告宣伝費等	5,242	206	2018年3月～2021年3月
コミュニティ事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費	2,000	0	

第14回乃至第16回新株予約権による調達資金を、当初の資金使途である「Virtual Live Platform「INSPIX」開発・運営のための国内・海外における人材採用等に係る人件費、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資、ユーザー集客のための広告宣伝費等」に2018年11月までに206百万円を充当しております。その結果、「INSPIX」を活用したライブの実施等を実現することができました。しかしながら、第14回乃至第16回新株予約権の行使状況は芳しくなく、「INSPIX」を含むVR事業への投資を継続するためには、本株式及び本新株予約権による資金調達が必要だと判断いたしました。なお、残存する第14回乃至第16回新株予約権により調達する資金については、引き続き「INSPIX」開発・運営のための人件費、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資、ユーザー集客のための広告宣伝費等及びコミュニティ事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費に充当することで、各事業のさらなる成長が見込めると考えております。但し、本資金調達により十分な資金調達を行うことができた場合には、割当予定先（新株予約権）が本新株予約権の行使により当社の普通株式を保有する方が当社にとって望ましいため、第14回新株予約権の割当先による第14回新株予約権の行使を停止させ、又は当社が残存する第14回新株予約権の全部若しくは一部を当該割当先から取得した上でこれを消却する可能性があります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2018年12月10日現在のものです。

本株式

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社Q K		
	本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号恵比寿ビジネスタワー17階		
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 銭 鋳		
	資本金	1万円		
	事業の内容	資産管理及び投資		
	主たる出資者及びその出資比率	銭 鋳	51.00%	株式会社ヴィエリス(注)
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (2018年9月30日現在)		
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (2018年9月30日現在)		
	人事関係	当社代表取締役社長である銭鋳氏が当該会社の筆頭株主です。		
	資金関係	当社は当該会社より短期的な事業資金の借入を行っております。		
	技術関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。			

(注) 株式会社ヴィエリスは、全身脱毛サロン「KIREIMO/キレイモ」を運営しております。当社との間で特筆すべき関係はありません。

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社S K		
	本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号恵比寿ビジネスタワー17階		
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 銭 鋳		
	資本金	1万円		
	事業の内容	資産管理及び投資		
	主たる出資者及びその出資比率	銭 鋳	87.10%	株式会社P S Y(注)
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (2018年9月30日現在)		
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (2018年9月30日現在)		
	人事関係	当社代表取締役社長である銭鋳氏が当該会社の筆頭株主です。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。			

(注) 株式会社P S Yは、インターネットコンテンツ、各種アプリケーションの企画、制作、販売を行っております。当社との間で特筆すべき関係はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	佐藤 裕介
	住所	東京都港区
	職業の内容	株式会社イグニス 取締役
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：128,000株（2018年9月30日現在）
	人事関係	佐藤裕介氏は、当社の取締役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

本新株予約権

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社S Y		
	本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号恵比寿ビジネスタワー17階		
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 銭 鋳		
	資本金	1万円		
	事業の内容	資産管理及び投資		
	主たる出資者及びその出資比率	銭 鋳	51.00%	株式会社Y&N Brothers（注）
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数（2018年9月30日現在）		
		割当予定先が保有している当社の株式の数（2018年9月30日現在）		
	人事関係	当社代表取締役社長である銭鋳氏が当該会社の筆頭株主です。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		

（注） 株式会社Y&N Brothersは映像ソフト、音楽ソフト、コマーシャル、映画及び舞台の企画、製作等を行っております。当社との間で広告業務に関する取引関係がありますが、その他には特筆すべき関係はありません。

c. 割当予定先の選定理由

本株式

株式会社Q K及び株式会社S Kは、本資金調達のために設立した、当社の代表取締役社長である銭鋳氏の資産管理会社であります。銭鋳氏及び佐藤裕介氏は、当社の代表取締役社長及び取締役であり、当社の中長期的な企業価値向上の観点からは、今後も同氏らによる中長期的な経営支援・事業支援が期待でき、同氏らによる経営への継続的な関与を維持することが望ましいと考えております。銭鋳氏個人ではなく、銭鋳氏の各資産管理会社に対して割当てを行う理由は、各資産管理会社において資金提供者から本株式の払込のための資金を募るというファンド類似のスキームをとることで、銭鋳氏の個人的なつながりの中で当社の事業の将来性を見込んだ資金提供者からより広く多額の資金を集めることにあります。なお、本資金調達により、当社の事業を拡大し企業価値の向上を実現することで、各資産管理会社が保有する当社株式の価値が増加し、一定の中長期的な期間が経過した後に当該株式を売却する等の方法により資金提供者の利益に資するスキームとなっております。各資産管理会社について任意組合や合同会社ではなく株式会社の形態で組成しているのは、銭鋳氏が各資産管理会社の議決権の過半数を保有することで、実質的に銭鋳氏が本株式を保有していることと類似の効果が期待でき、各資産管理会社に対する資金提供者からの当社の経営に対する影響力を抑えることで、当社の経営の安定を図るためです。また、複数の資産管理会社として組成しているのは、各資金提供者ごとに資産管理会社を区分することにより、資産状況などを各資産管理会社単位で把握することが可能であること、当社の代表取締役社長の銭鋳氏が各

資産管理会社の議決権の過半数を保有することの2点が理由となります。したがって、各割当予定先(株式)は割当予定先として適切であると判断しております。

本新株予約権

株式会社SYは、当社の代表取締役社長である錢銀氏の資産管理会社であります。錢銀氏は、当社の代表取締役社長であり、当社の中長期的な企業価値向上の観点からは、今後も同氏による中長期的な経営支援・事業支援が期待でき、同氏による経営への継続的な関与を維持することが望ましいと考えております。また、当面の資金は本株式による調達予定額で充当できるものの、以降も継続的に投資を実行するために、当該新株予約権による資金調達が必要であると考えております。したがって、割当予定先(新株予約権)は割当予定先として適切であると判断しております。錢銀氏個人ではなく錢銀氏の資産管理会社に割り当てることとした理由は、本「c.割当予定先の選定理由 本株式」に記載のとおりです。

d. 割り当てようとする株式の数

本株式

本株式の総数は673,200株です。当社は、各割当予定先(株式)に以下に記載する株数を割り当てます。

株式会社QK	354,300株
株式会社SK	269,300株
佐藤 裕介氏	49,600株

本新株予約権

本新株予約権の目的である株式の総数は212,600株です(但し、別記「第1 募集要項 4.新規発行新株予約権証券(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)。当社は、本新株予約権の全てを割当予定先(新株予約権)に割り当てます。

e. 株券等の保有方針

本株式

本株式について、各割当予定先(株式)からは、原則として中長期保有の方針である旨を確認しておりますが、当社と各割当予定先(株式)との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、「f. 払込みに要する資金等の状況」に記載のとおり、佐藤裕介氏を除く各割当予定先(株式)は借入金を本株式の払込資金の原資の一部としており、佐藤裕介氏を除く各割当予定先(株式)は当該借入金の返済及び当該借入金の利息の支払いの資金に充てるために本株式を売却する見込みです。当該借入金及び当該借入金の利息はいずれも元利一括返済となっており、返済期日は本資金調達の支出予定時期以降に設定されております。なお、株価の下落等により本株式を売却しても当該借入金及び当該借入金の利息を返済できない場合は、佐藤裕介氏を除く各割当予定先(株式)の支配株主である錢銀氏が自己資金等により返済を行う予定です。

なお、当社は、各割当予定先(株式)が発行日より2年以内に本株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を東京証券取引所に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

本新株予約権

割当予定先(新株予約権)は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、割当予定先(新株予約権)からは、原則として中長期保有の方針である旨を確認しておりますが、当社と割当予定先(新株予約権)との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、「f. 払込みに要する資金等の状況」に記載のとおり、割当予定先(新株予約権)は借入金を本新株予約権の行使に必要な資金の原資の一部としており、割当予定先(新株予約権)は当該借入金の返済及び当該借入金の利息の支払いの資金に充てるために本新株予約権の行使により交付される当社普通株式が売却する見込みです。当該借入金及び当該借入金の利息は元利一括返済とする予定であり、返済期日は本資金調達の支出予定時期以降に設定される予定です。なお、株価の下落等により本株式を売却しても当該借入金及び当該借入金の利息を返済できない場合は、割当予定先(新株予約権)の支配株主である錢銀氏が自己資金等により返済を行う予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

本株式

()株式会社QK

株式会社QKの払込資金の原資は、自己資金及び同社の株主である株式会社ヴェリスからの長期借入金5億円であり、当該借入金については、本株式の払込資金に充当することを株式会社QKからの書面により確認しています。また、当社は株式会社QKの預金通帳により、同社による払込みに必要な財産の存在を確

認しております。なお、当該長期借入金の返済期日は本資金調達の支出予定時期以降に設定されており、本株式を担保として借入れを行うものではありません。

() 株式会社 S K

株式会社 S K の払込資金の原資は、自己資金及び同社の株主である銭鋳氏からの長期借入金 2.8 億円と株式会社 P S Y からの長期借入金 1 億円です。当該借入金については、本株式の払込資金に充当することを株式会社 S K からの書面により確認しています。本書の日付時点においては、銭鋳氏が同社に対する貸付金相当額の金銭を保有していないため、銭鋳氏による同社に対する貸付けは実行されておりません。銭鋳氏による同社に対する貸付けの原資は銭鋳氏による金融機関からの借入金であり、払込期日までに銭鋳氏が保有する当社の普通株式を担保として借り入れられる予定です。銭鋳氏の信用力に依拠しない、いわゆる証券担保融資であり、当該金融機関より銭鋳氏に対する、上記貸付金相当額の貸付けを行う意向を口頭で確認しているため、銭鋳氏による同社に対する貸付金の確保、ひいては同社による払込資金の確保が見込まれると考えております。加えて、当社は株式会社 S K の預金通帳を確認しており、当該預金及び借入金により同社による払込みに必要な財産が確保できるものと判断しております。なお、当該銭鋳氏及び株式会社 P S Y からの長期借入金の返済期日はいずれも本資金調達の支出予定時期以降に設定されております。また、銭鋳氏及び株式会社 P S Y からの借入金は、本株式を担保として借入れを行うものではありません。

() 佐藤 裕介氏

佐藤裕介氏の払込資金の原資は、自己資金であり、当社は証券会社の W E B サイトの同氏の残高照会の写しにより、同氏による払込みに必要な財産の存在を確認しております。なお、確認した財産はすぐに金銭に換金可能な財産であり、当該財産を本件払込みに用いる旨は同氏へのヒアリングにより確認しております。

本新株予約権

株式会社 S Y の払込資金の原資は、自己資金及び同社の株主である銭鋳氏からの長期借入金 30 万円であり、当該借入金については、本新株予約権の払込資金に充当することを同社からの書面により確認しています。また、当社は株式会社 S Y の預金通帳により、同社により払込みに必要な財産の存在を確認しております。本新株予約権の行使に係る資金としては、銭鋳氏及び株式会社 Y&N Brothers からのヒアリングにより株式会社 Y&N Brothers から適宜借入れを実施しながら調達していく見込みであることを確認しており、また、本第三者割当契約（新株予約権）において、割当予定先（新株予約権）が、本新株予約権の行使に必要な資金を調達するため、最大限の努力を行う旨が規定されています。なお、当該株式会社 Y&N Brothers からの長期借入金の返済期日は本資金調達の支出予定時期以降に設定される予定です。

g . 割当予定先の実態

本株式

当社は、当社の代表取締役社長である銭鋳氏から、株式会社 Q K 及び株式会社 S K は同氏が代表取締役を兼務する同氏の資産管理会社であり、同社が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同氏に、株式会社 Q K 及び株式会社 S K が反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しております。さらに、株式会社東京エス・アール・シー（東京都渋谷区、代表取締役：中村勝彦）から、株式会社 Q K 及び株式会社 S K 並びにその役員及び主要株主による反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。以上に基づき、株式会社 Q K 及び株式会社 S K 並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

株式会社東京エス・アール・シー（東京都渋谷区、代表取締役：中村勝彦）から、佐藤裕介氏による反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、同氏が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

本新株予約権

当社は、当社の代表取締役社長である銭鋳氏から、株式会社 S Y は同氏が代表取締役を兼務する同氏の資産管理会社であり、同社が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同氏に、株式会社 S Y が反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しております。さらに、株式会社東京エス・アール・シー（東京都渋谷区、代表取締役：中村勝彦）から、株式会社 S Y 並びにその役員及び主要株主による反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。以上に基づき、株式会社 S Y 並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本株式には譲渡制限は付されていません。

また、本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本第三者割当契約(新株予約権)において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式

本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(2018年12月7日)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値である1,411円としました。

取締役会決議の前営業日における終値を採用することとしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)に準拠しているものと考え、各割当予定先(株式)とも十分に協議の上、決定いたしました。

なお、本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(2018年12月7日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である1,437円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して1.81%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である1,395円に対して1.15%のプレミアム、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である1,450円に対して2.69%のディスカウントとなる金額です。

なお、当社監査等委員会から、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で取締役会決議の前営業日における終値を基準として各割当予定先(株式)と交渉が行われていること、及び日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、各割当予定先(株式)に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先(新株予約権)との間で締結する予定の本第三者割当契約(新株予約権)に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先(新株予約権)との間で締結する予定の本第三者割当契約(新株予約権)に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先(新株予約権)の権利行使行動に関する一定の前提条件(割当予定先(新株予約権)による資金調達及び権利行使許可申請が一樣に発生すること、割当予定先(新株予約権)からの行使許可申請に対して当社がこれに応じること、当社による行使許可を受けて割当予定先(新株予約権)が速やかに権利行使を実施すること、当社の意思決定による本新株予約権の取得が行われないこと等を含みます。)を設定しております。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(25円)を参考に、割当予定先(新株予約権)との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の25円とし、本新株予約権の行使価額は当初、2018年12月7日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先(新株予約権)に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本株式の数(673,200株)に本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数(最大212,600株)を合算した総株式数は885,800株(総議決権数8,858個)であり、2018年9月30日現在の総議決権数136,310個(発行済株式数13,676,400株)に対して最大6.50%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、本資金調達において、本株式の数(673,200株)に本新株予約権の目的である当社普通株式の総数(212,600株)を合算した総株式数(885,800株)に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は88,165株であり、一定の流動性を有していること、各割当予定先からは、原則として中長期保有の方針である旨を確認しており、本株式の数(673,200株)に本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数(最大212,600株)を合算した総株式数885,800株については株式市場に即座に売却される可能性が低いこと、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本資金調達は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
銭 銀	東京都渋谷区	3,966,600	29.10	3,966,600	27.32
鈴木 貴明	東京都渋谷区	3,966,600	29.10	3,966,600	27.32
株式会社Q K	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番 19号			354,300	2.44
株式会社S K	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番 19号			269,300	1.86
株式会社S Y	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番 19号			212,600	1.46
山田 理恵	東京都渋谷区	192,200	1.41	192,200	1.32
佐藤 裕介	東京都港区	128,000	0.94	177,600	1.22
柏谷 泰行	東京都渋谷区	169,200	1.24	169,200	1.17
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイ ス証券株式会社)	ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ (東京都港区六本木一丁目6番 1号 泉ガーデンタワー)	155,648	1.14	155,648	1.07
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱U F J銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET London EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号 決済事業部)	152,100	1.12	152,100	1.05
計		8,730,348	64.05	9,616,148	66.24

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本株式に係る議決権数及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期(自2016年10月1日 至2017年9月30日) 2017年12月18日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第9期第1四半期(自2017年10月1日 至2017年12月31日) 2018年2月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第9期第2四半期(自2018年1月1日 至2018年3月31日) 2018年5月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第9期第3四半期(自2018年4月1日 至2018年6月30日) 2018年8月10日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2018年12月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2017年12月18日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2018年12月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2018年5月14日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2018年12月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2018年5月14日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2018年12月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2018年11月12日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日(2018年12月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(2018年12月10日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社イグニス 本店
(東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。